

JAはが野の

定期貯金



取扱期間

2026年

9月1日火

2027年

2月26日金

退職金専用定期貯金

©よりぞう

預入期間および適用金利

1年適用金利

年 **0.7%**

(税引後 年0.557%)

3年適用金利

年 **0.9%**

(税引後 年0.717%)

預入金額

50万円以上退職金の範囲内
※ただし、貯金者ご本人の退職金のお受け取り額を上限とします

定期貯金商品

スーパー定期貯金(単利型)(複利型)または大口定期貯金(預入金額1,000万円以上)

その他条件

退職金受け取り後1年以内に退職金を受け取ったご本人様名義に限る

年金まごころ定期貯金

預入金額

20万円以上

預入期間

1年

年 **0.6%**

(税引後 年0.478%)

●おひとり様1,000万円までの適用金利となります

●スーパー定期貯金

●個人のお客様に限ります

ご注意事項!

JAはが野の口座にて公的年金をお受け取りの方、またはJAはが野に年金のご予約をいただいている55歳以上の方に限ります。

裏面の商品概要説明書もご覧ください。



詳しくは店頭の説明書またはJAのホームページをご確認ください。 <https://www.ja-hagano.or.jp/>

はが野農業協同組合

●真岡支店 ☎0285-84-6611

●茂木支店 ☎0285-63-1105

●本店(金融部) ☎0285-83-7725

●二宮支店 ☎0285-74-0020

●市貝支店 ☎0285-68-1311

●益子支店 ☎0285-72-3246

●芳賀支店 ☎028-677-0080



『退職金専用定期貯金』『年金定期貯金』商品概要説明書

(取扱期間：2026年9月1日～2027年2月26日)

商 品 名	退職金専用定期貯金（スーパー定期貯金＜単利型＞・複利型＞・大口定期貯金）	年金定期貯金（愛称：年金まごころ定期）（スーパー定期貯金＜単利型＞・大口定期貯金）
ご 利 用 いただける方	・個人のみ ※通帳・源泉徴収票等により、金額を確認させていただきます。 ※当JAにお持ちの口座で退職金をお受け取りいただくか、他金融機関でお受け取りになった退職金を当JAへ預け替えたいただいたお客様に限ります。	・個人のみ（55歳以上） ※当JAに国民年金・厚生年金・共済年金等の公的年金、および農業者年金等を受給している方および当JAに年金受給手続きを完了された方、または年金受給予約をいただいた方に限ります。
期 間	・定型方式 1年・3年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）に限ります。	・定型方式 1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）に限ります。
預 入 方 法	(1) 預入方式／通帳式・証書式 (2) 預入方法／一括預入 (3) 預入金額／50万円以上 貯金者本人の退職金受取額の範囲内 (1,000万円以上は大口定期貯金の取扱いとなります。) (4) 預入単位／1円単位	(3) 預入金額／20万円以上1,000万円以内
払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します。	
利 息	(1) 適用金利／預入時の約定利率を満期日まで適用します。満期日以降の利息は、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 (2) 利払頻度／満期日以後に一括して支払います。 (3) 計算方法／付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 (4) 税 金／個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 (5) 金利情報の入手方法／金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または窓口にお問い合わせください。	
手 数 料	——	
付加できる 特 約 事 項	・個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期の約定利率に0.50%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて）JAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金金明細等をご確認いただくサービス）をご利用になれます。	
中途解約時の 取 扱 い	・原則として期限前解約はできません。 ・やむを得ず満期日前に解約する場合は、特別金利の適用は行わず、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 【スーパー定期貯金の場合】 ・預入期間1年のもの ①6ヶ月未満……………解約日における普通貯金利率 ②6ヶ月以上1年未満…約定利率×50% ただし、①および②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ・預入期間3年のもの ①6ヶ月未満……………解約日における普通貯金利率 ②6ヶ月以上1年未満……………約定利率×40% ③1年以上1年6ヶ月未満…約定利率×50% ④1年6ヶ月以上2年未満…約定利率×60% ⑤2年以上2年6ヶ月未満…約定利率×70% ⑥2年6ヶ月以上4年未満…約定利率×90% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 【大口定期貯金の場合】 (1) 預入日の1ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A…解約日における普通貯金の利率 B…約定利率－約定利率×30% C…約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1ヶ月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A…約定利率－約定利率×30% B…約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$	・原則として期限前解約はできません。 ・やむを得ず満期日前に解約する場合は、特別金利の適用は行わず、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 【スーパー定期貯金の場合】 ①6ヶ月未満／解約日における普通貯金利率 ②6ヶ月以上1年未満／約定利率×50% ただし、①および②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 【大口定期貯金の場合】 (1) 預入日の1ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A…解約日における普通貯金の利率 B…約定利率－約定利率×30% C…約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1ヶ月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A…約定利率－約定利率×30% B…約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
苦情処理措置 および 紛争解決措置 の 内 容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部（電話：0285-83-7725）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 ■東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ■第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ■第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からの申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。	
その他参考となる事項	——	

詳しくは窓口にお問い合わせください。

2026年8月21日基準

